

早島町

国民健康保険税の税額計算

のしおり

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）
の国民健康保険税の計算額等は、次のとおりです。
納税義務者は、被保険者のいる世帯の世帯主です。

1 税率等

区 分		医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分 (40歳～64 歳)	子ども・子 育て支援納 付金分
世帯別 平等割 額	特定世帯以 外	25,000 円	8,000 円	7,000 円	825 円
	※（特定世 帯）	(12,500 円)	(4,000 円)	(一)	412 円
	※（特定継続 世帯）	(18,750 円)	(6,000 円)	(一)	618 円
被保険者均等割額		25,000 円	9,000 円	8,000 円	1,187 円
18歳以上均等割額		(一)	(一)	(一)	90 円
所得割額（世帯全員）		9.3%	2.8%	2.4%	0.28%
課税限度額		67万円	26万円	17万円	3万円

- ※介護納付金分は40歳以上65歳未満の方が対象です。
- ※特定世帯とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人がいるため、国民健康保険被保険者（擬制世帯主を除く。）が1人になった世帯をいいます。特定世帯については平等割が2分の1の額となります（特定世帯の期間が5年を経過した世帯については、特定継続世帯として、その後3年間平等割が4分の3の額になります。）。
- ※75歳以上の方が、勤め先の健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その被扶養者であった65歳以上の方が国民健康保険に加入した場合、申請すれば所得割額が全額免除（当面の間）され、更に均等割額と平等割額が5割減免（加入月から24か月）されます。
- ※未就学児（0歳から6歳になった日以降最初の3月31日まで）は、1人につき均等割の5割が軽減されます（申請は不要です。）。

2 計算方法

医療給付費分		課税限度額は67万円
①世帯別平等割額（1世帯当たりのもの）	特定世帯以外 25,000 円/年 特定世帯 12,500 円/年 特定継続世帯 18,750 円/年	
②被保険者均等割額（被保険者1人当たりのもの）	25,000 円×__人＝_____ 円/年	
③所得割額（被保険者全員の所得に応じたもの） 基礎控除後の総所得金額等×9.3%＝_____ 円/年 （右表の（C）－（D）＝ _____）		
基礎課税額合計（①＋②＋③）＝_____ 円/年		
（1）課税額（_____ か月/12 か月、100 円未満切捨）÷ _____ 円		
後期高齢者支援金等分		課税限度額は26万円
①世帯別平等割額（1世帯当たりのもの）	特定世帯以外 8,000 円/年 特定世帯 4,000 円/年 特定継続世帯 6,000 円/年	
②被保険者均等割額（被保険者1人当たりのもの）	9,000 円×__人＝_____ 円/年	
③所得割額（被保険者全員の所得に応じたもの） 基礎控除後の総所得金額等×2.8%＝_____ 円/年 （右表の（C）－（D）＝ _____）		
後期高齢者支援金合計（①＋②＋③）＝_____ 円/年		
（2）課税額（_____ か月/12 か月、100 円未満切捨）÷ _____ 円		
介護納付金分		課税限度額は17万円
①世帯別平等割額（1世帯当たりのもの）	7,000 円/年	
②被保険者均等割額（被保険者1人当たりのもの）	8,000 円×__人＝_____ 円/年	
③所得割額（被保険者全員の所得に応じたもの） 基礎控除後の総所得金額等×2.4%＝_____ 円/年 （右表の（C）－（D）＝ _____）		
介護納付金合計（①＋②＋③）＝_____ 円/年		
（3）課税額（_____ か月/12 か月、100 円未満切捨）÷ _____ 円		

子ども・子育て支援納付金分		課税限度額は3万円
①世帯別平等割額（1世帯当たりのもの）	特定世帯以外	825 円/年
	特定世帯	412 円/年
	特定継続世帯	618 円/年
②被保険者均等割額（被保険者1人当たりのもの）1,187 円×__人=__円/年		
③18 歳以上均等割額（18 歳以上の被保険1人当たりのもの）90 円×__人=__円/年		
④所得割額（被保険者全員の所得に応じたもの）		
基礎控除後の総所得金額等×0.28%=__円/年		
（下表の（C）－（D）＝__）		
（※18 歳未満の被保険者の均等割は、全額免除されます）		
子ども・子育て支援納付金合計（①＋②＋③＋④）＝__円/年		
（4）課税額（__か月/12 か月、100 円未満切捨）÷__円		
国民健康保険税額 {（1）＋（2）＋（3）＋（4）}__か月/12 か月で=__円		

基礎控除後の総所得金額等の計算 ～所得割の算定基礎に用いる金額～		所得者ごとの申告 内容の合計額対象
令和7年中（1月～12月）の収入（非課税所得を除く）		
収入の種類	公的年金収入	（ ）収入
（1）収入金額	円	円
（2）所得控除	年金所得控除 円	必要経費又は給与所得控除 円
所得金額（1）－（2）	（A） 円	（B） 円
（C）総所得金額等	（A）＋（B）＝	円
（D）地方税法による基礎控除 ※		円
基礎控除後の総所得金額等	（C）－（D）＝	円

※ 町県民税の基礎控除額と同額となります。（43万 or 29万 or 15万 or 0円）。

ア 総所得金額等の計算方法は？

- ・給与所得＝給与収入－給与所得控除
- ・公的年金所得＝年金収入－公的年金所得控除
- ・上記以外の所得＝総収入－必要経費（※専従者給与は特別な計算方法となります。）

イ 所得割額の算定基礎となるのは、令和7年中の所得です。

（参考）退職前の健康保険制度の継続（任意継続制度）について

退職により健康保険制度の資格を喪失した場合でも、一定の加入期間があれば、退職前の健康保険制度に引き続き加入することができます（ただし、資格喪失後 20 日以内に手続きが必要です。）。保険料、手続、期間等は健康保険制度によって異なります。退職時の事業所又は加入していた健康保険組合（全国健康保険協会）等にお問い合わせください。

国民健康保険に加入した場合と比べ金額が低い場合があります。

1 か月当たりの金額比較	国民健康保険税	退職前の健康保険の継続
	円	円

※ 1 か月当たりの国民健康保険税 円（1 期当たりではありません。）。

- ・ 年度途中（5～3月）に国民健康保険の資格を取得された場合は、（ か月/12 か月）というように月割り計算します。
- ・ 納税は、1 期（6月）～10 期（翌年3月）の 10 回払いですが、年度途中に加入の届出をされた場合は、翌月以降からとなります。

国民健康保険税の減額について

国民健康保険では、一定の所得以下の世帯に対して、保険税を減額する制度があります。

減額に際しては、国民健康保険加入者全員（１９歳以上）の所得把握が必要です。所得のない方も所得がない旨を申告してください。申告されないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため軽減の適用はされませんのでご注意ください。

1 減額基準

前年中の軽減判定所得が一定基準以下の世帯は、保険税のうち均等割額と平等割額が軽減されます。

減額判定する際には、国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）の所得も含んで判定します。ただし、前年中の所得がなくても町県民税の申告をしていないと適用されません。

なお、国民健康保険税の所得割額の課税標準額は、町県民税の所得割の課税標準額とは控除の内容が異なります。

2 減額判定の計算に用いる軽減判定所得は？

○公的年金所得のある 65 歳以上の人

軽減判定所得＝年金収入－年金所得控除－雑損失の繰越控除－特別控除（15万円）

○給与所得のある人

軽減判定所得＝給与収入－給与所得控除－雑損失の繰越控除

○事業所得のある人

軽減判定所得＝事業収入－必要経費－純損失の繰越控除－雑損失の繰越控除

※専従者給与等は必要経費として算入（控除）しません。

○譲渡所得のある人＝譲渡所得金額（特別控除前の金額）

7割軽減世帯

⇒軽減判定所得 ≤ 43 万円 + 【(給与所得者等の数 - 1) × 10 万円】

5割軽減世帯

⇒軽減判定所得 ≤ 43 万円 + 【(給与所得者等の数 - 1) × 10 万円】

+ (31 万円 × 被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数)

2割軽減世帯

⇒軽減判定所得 ≤ 43 万円 + 【(給与所得者等の数 - 1) × 10 万円】

+ (57 万円 × 被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数)

***** 減額判定計算上の注意点 *****

上記計算における【(給与所得者等の数 - 1) × 10 万円】については、世帯内の給与所得者等の数が2人以上の場合のみ適用となります。

給与所得者等の数とは、納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得を有する者（収入金額が55万円を超えるものに限る。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（65歳未満の者にあっては、当該公的年金等の収入金額が60万円を超えるもの限り、65歳以上の者にあっては、当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者限り、給与所得を有する者を除く。）の合計数をいいます。

特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主が変更になった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

産前産後期間に係る国民健康保険税の減額について

早島町の国民健康保険に加入している被保険者が出産される際、出産前後の一定期間の国民健康保険税（所得割及び均等割）が軽減される制度が創設されました。世帯主の届出が必要となります。

届出は、出産予定日の6か月前から可能です。

1 対象者

（１）早島町国民健康保険被保険者で出産する人

※出産とは、妊娠85日（4か月）以降の出産（死産・流産・人工妊娠中絶を含む。）をいいます。

（２）出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

2 対象期間と減免額

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）までの4か月相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が、年額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

※保険税が減額された場合、払い過ぎになった保険税は還付されます。

子どもに係る国民健康保険税の均等割額の減免について

早島町では、未来のたからものとなる子どもたちの健やかな成長と子育て環境の充実を図るため、様々な子育ての経済的支援に取り組んでいます。新たな子育て世帯の負担軽減を図るため、令和2年度から国民健康保険に加入する子どもに係る均等割額の2分の1を減免実施しています。

1 減免内容

賦課期日（4月1日）の属する年の翌年の3月31日において、18歳以下の方（未就学児を除く。）にかかる均等割額の2分の1を減免します。（年齢が満18歳に達する年度の年度末3月31日まで減免）

【子ども一人当たりの減免額】

区 分 （税率：年額）	医療給付費分 （25,000 円）	後期高齢者支援金等分 （9,000 円）	合 計 （34,000 円）
軽減非該当世帯	12,500 円	4,500 円	17,000 円
2割軽減世帯	10,000 円	3,600 円	13,600 円
5割軽減世帯	6,250 円	2,250 円	8,500 円
7割軽減世帯	3,750 円	1,350 円	5,100 円

※軽減後（2割・5割・7割）の均等割額の2分の1が減免となります。

※子どもの均等割額減免後の税額が賦課限度額を超過している場合は、賦課限度額が課税額となります。

※賦課は100円単位での課税となるため、減免額の端数が異なる場合があります。

2 申請方法

申請手続きは不要です。

3 減免後の税額の通知について

6月中旬に国民健康保険の加入世帯に発送される当初の納税通知書では、18歳以下の方（未就学児を除く。）の均等割額は、減免されていません。

減免額は、2期以降で調整しますので、1期分は当初に送付された納税通知書の税額で納付をお願いします。詳細につきましては、7月中・下旬に対象者あてにお届けする更正通知書をご覧ください。